

午前九時五十九分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○二十九番（首藤 正君） 私は、議第百十二号市長専決処分及び議第九十五号の災害復旧について、最初お伺いしていきたくと思います。

台風の十六号、十八号、二十一号による災害復旧費は、市長専決処分で三千三百九十万計上されております。また、議第九十五号の十二款災害復旧費では、二十三号台風による災害復旧費として公園緑地課、土木課それから建築住宅課、農林水産課、消防本部、この合計額として三億四百七十二万四千円が計上されておりますが、この災害復旧費の額を含めて、別府市の二十三号台風に絞りたいと思いますが、二十三号台風による別府市の総被害額は幾らになるのか、まずその点からお聞かせください。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

私の方の災害対策本部の庶務班の方に報告を受けております部分は、市の施設の台風の被害の総額ということで報告を受けております。二十三号につきましては二百十八件、一億一千四百二十九万七千八百十三円でございます。

○二十九番（首藤 正君） 私が聞いたのは市の部分ではなく、別府市全体で幾らの被害を受けたのか。これは別府市の行政担当として当然なことであり、この台風で別府市が何ぼの被害を受けたのか全くわからないという行政はあり得ないと思う。もう一度確認します。総被害額は幾らなのか、教えてください。

（答弁する者なし）

○二十九番（首藤 正君） これは、わからないのではない。あなたたちがやることをやってない、それだけのことだと思えますね。これだけの台風が来て、別府市にどれだけの被害があったのか。あなたたちが被害額がわからないということは、床下が何軒、床上何軒、またかわらが飛んだところが何軒、そういうことも把握してないということですね。

市長公室長。市長公室長、ちょっとお伺いします。こういう台風が来たとき、一番行政は土木とか各課が把握しますけれども、それ以外の行政に関係ないもの、民間の部分の把握が必要だと思うのですね。一番詳しいのは自治委員だと思うのですね。町内を回って全部チェックします。自主避難のときも自治会長が回って全部そういう手配をします。

それで、台風が終わった後、自治会長にそういう報告を求めることが、自治会規則第六条によってできるかできないのですか、教えてください。

○市長公室長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいまの御質疑の中、御質問につきましては、特に私どもが自治会の方に被害額が幾らあったかという把握はしてございません。（「違う。できるかできないか」と呼ぶ者あり）

できると認識してございます。

○二十九番（首藤 正君） できますね。これは自治会規則によってできるのですね。だから、当然これだけの災害があった後は、自治会長に行政以外の町内被害を把握して、別府市でどれだけの被害を受けたかということぐらいは把握をしてないと、本当の台風対策はできないのではないですかね。この問題は、各議員さんで一般質問を出している方がおられますので、その一般質問の中で恐らく皆さん方にお聞きされるのではないかと思いますけれども、やっぱり台風があった後は、別府市でどれぐらいの被害があったという公式な発表ができるぐらいの段取りは必要だと思います。これは「わからない」のではなくて、あなたたちがやらなくてできない問題だと、このように思います。

それで、台風二十三号による災害状況ですけれども、今回の台風、過去を調べますと、近年では平成五年、平成九年だったですかね、大きな台風が来て、平成に入ってこれは三回目の大きな台風だと思うのですけれども、この二十三号台風の特徴といえますか、災害の内容の特徴的なものがあれば教えていただきたい、このように思います。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

台風二十三号は、ことし最も被害の大きかった台風でございますが、十月二十日から、特徴としましては大型の雨台風で異常な降雨となり、各地で大きな被害を受けました。この台風による雨量は、別府土木事務所設置の雨量計で、十月十九日十三時の降り始めから二十日十五時の二十六時間で三百五ミリに達し、近年にない大雨の記録をしております。特に二十日の午前八時には時間雨量四十二ミリの豪雨となり、各所で浸水及び法面の崩壊など大きな被害となりました。その被害の内容ですが、土木課関係では、応急措置として土のうの設置による浸水対策、崩土及び倒木処理、側溝しゅんせつ、路面清掃などを行っております。

○二十九番（首藤 正君） 今回の台風の特徴は、やっぱり風と大きな雨が集中的に降ったということだと思います。それで、災害の内容についてこれから各担当の部門にお聞きしていきたいと思うのですけれども、まず最初に農林水産関係、ここから聞いていきたいと思っておりますけれども、復旧費がかなり上がっております。農林水産課関係でどのような被害額と、ここの予算は計が出ていますけれども、農林課の方はそれ以外の被害というのは、農災共済等入っていますから大体出てくるのではないかと思いますけれども、農作物の被害が実際どれくらいあったのか。そして災害の内容ですね、被害を受けた。どういう地域でどういう内容のものが起こっているのか、その辺をお知らせください。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

今回の台風十六、十八、二十一、二十三号による農業関係の被害ですけれども、市内全域で発生しております。特に内成地区、東山地区そして天間地区の被害が甚大でした。その被害総額ですけれども、約二億三千百二十七万円。これは十一月十五日現在で集計した数字ですけれども、それと被害の中身ですけれども、農作物、これは米、野菜等になりますけれども、この被害額が約二千三百十万円、これは約六十ヘクタールに及んでおります。また園芸施設等ということでパイプハウス等の被害ですけれども、この件数が三百二十五件、金額にしまして二千六百八十八万円。また農地、農業用施設、これは農道、水路になりますけれども、約一億八千百二十九万円、件数にして百三十四件。総額で二億三千百二十七万円という金額になっております。

○二十九番（首藤 正君） 先ほど、別府市全体の被害額が出ない。農林水産課はぴしゃっと出ていますね。やっぱり、やるべきところはぴしっと出ているのですね。これだけちゃんと被害額が示される。やっぱりこのとおり、ほかの部門も全部やらなければいかんと思うのですね。

それで、内成、東山、天間、この地域の農業災害がかなり甚大だったということです。特に内成地域の被害がひどかったと聞いておりますけれども、どのような被害がなされて、その復旧工事、工法はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

まず、内成地区の被害状況ですけれども、農地が五十五件の七千七百五十七万円、施設、これは先ほど説明いたしましたように農道、水路等になりますけれども、二十件の約一千二百四十六万円、合計で七十五件の九千三万円という数字になっております。

また、内成の復旧に関する工法はということですが、この内成地区につきましては、十一年七月に農林水産省より「柵田百選」ということで認定をされた一つです。そこで、復旧工法につきましては、暫定法により原形復旧で効用回復を図るということになっておりますけれども、従来そういうことでブロック積みによる復旧が主流となっております。しかし、当柵田は「日本の柵田百選」に認定された貴重な柵田ということで、復旧については自然環境の保全に配慮した工法の採用等、景観面を考慮しながら、被災前に近い形で復旧したいと考えております。

○二十九番（首藤 正君） 自然にマッチした、自然に近い形で復旧工事、あとはコンクリブロックということですが、これは絶対に受け入れることができません。

課長、平成十一年にこの内成が「柵田百選」に指定を受けた。この「柵田百選」の指定を受けた経緯と理由、目的、これを知らせてください。私ら地域では、「内成の千枚田」といって従来からずっと美しさとか柵田のよさを代々地域の人が守ってきておりますけれども、この「柵田百選」の指定を受けた目的、理由、教えてください。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

内成の棚田につきましては、農林水産省が平成十一年七月二十六日に都道府県から推薦された棚田を審議し、全国で百十七市町村百三十四地区を「日本の棚田百選」として認定しております。その中の一つとして認定されたものです。

その趣旨ですけれども、棚田につきましては、洪水防止、水源涵養、多様な動植物の生息空間や美しい景観などがあり、その維持保全の取り組みを積極的に評価し、農業・農村の発展を図るとともに国民の理解を深めることを目的として認定されております。

○二十九番（首藤 正君） そうですね。この棚田を守るということは、地域はもちろんですけれども、行政にも大きな責任があるような気がしますね。この中に棚田の維持保全ということが目的の中に入っておりますけれども、災害復旧ですから、復旧というのは、崩れる前のもとに戻すということが復旧の原則だと思うのです。この棚田には、ことし五月四日に「棚田博士」と言われる早稲田大学の名誉教授の中島先生がお見えになって、「この棚田は全国を代表する棚田だ」と、このように言っていますけれども、農林水産省が指定して、今度災害査定するのは農林水産省の方ですね。農林水産省が「棚田百選」を推薦して、農林水産省が「棚田百選」を守ることを否定するという格好になるのですね、違った形のコンクリの擁壁をつくっていくということですね。この「棚田百選」は、日本を代表する棚田であります。嘗々として築かれたこの棚田を守るために、これは別府市のこれからの宝の一つになるものだと思うのです。崩れる前の石積みで復旧すべきだと思いますけれども、市長、どう思いますか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられますように、農林水産省から認定を受けました「棚田百選」の一つであります。確かに復旧工事は、ブロックが主体となっておりますが、早速、今週にも農林水産省の監査官とも面接いたしまして、復旧につきましては、できるだけ石積みで復旧したいと考えております。

○二十九番（首藤 正君） この棚田を守る地元の会長さんも非常に意気込みを込めて、ぜひ昔の形で復旧をしてほしいという要望を先日、担当部長、担当課長になさいましたけれども、これは本当に今後の別府の宝、まちづくりの一環として補助金、まちづくり推進室の補助金もいただいて取り組みをして、今、新たな農村観光としてたくさんの方が訪れるようになっている。この宝を壊してしまうようなことは、絶対ないようにしていただきたい。これをやりますと、「あれだけ立派な棚田が浜田市長のときに壊されてしまった」という言い伝えがずうっと永遠続いていくと思います。そういうことのないように、「あの災害で大変な被害を受けたけれども、あれは浜田市政が守った」と言われるようにぜひしていただきたい。

繰り返して申し述べておきます。コンクリブロック石積み、これは私は認められません。前の石積みで復旧作業をぜひしていただきたい。このことだけ強く申し添えておきます。

また経過については、ぜひお知らせをいただければありがたいと思います。（「部長が行って石を積まなければ、一緒に」と呼ぶ者あり）（笑声）

それから、土木課にお伺いしますけれども、今回の台風、やっぱりかなり水害でやられたところが多かったと思います。特にこの水害がひどかった地域はどこですか。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

今回の台風により特に水害のひどかった箇所は、北部では亀川浜田町の内竈ちびっこ広場公園付近、南部では旧小百合愛児園下の浦田三組付近、それに普通河川山田川流域の浜脇三丁目、朝見一丁目、朝見二丁目浸水被害のひどかった箇所となっております。

○二十九番（首藤 正君） そのとおりですね。台風が来るたびに被害を受けるところは、今、土木課長が言ったこの二カ所が中心であります。年々改良工事はされている。それで、やっぱり被害額は昔に比べると小さくなってきている。しかし、どうしてもこれはやられるのです。これはやっぱり対応がおくれている。亀川の浜田入江川とこちらの山田川、浦田川、これは抜本的なやっぱり改革を考えなければいけないと思うのです。例えば上からおりてくる水を分散して上手にはける方法、これは工法として可能であります。ただ、お金がかかります。そのお金も億単位ということはとてもかかりません。数千万円。しかし、台風が来るたびにこれだけの災害復旧費を出していくのですから、大きな台風一回分でその地域の改良ができるということも考えられるわけです。特に水害対策。もう抜本的な対策。大きな欠陥を持っています、これは担当者はもうみんな知っています。これはぜひ抜本的な改良をする方針で検討していただきたい。地域からももう陳情が何回も上がっているし、今度も台風の後、すぐ地域からも陳情が上がっていると思いますけれども、小手先の改良工事ではだめです、抜本的な改良工事をなさるように、これは強く要望しておきます。そのためには、別府市の経費節減の上からも抜本改革が妥当だ、このように思います。

それから、次に行きますが、消防本部。消防長、消防本部の災害復旧予算が上がっておりますけれども、この中身は何ですか。

○消防本部庶務課長（荒金 傳君） お答えいたします。

消防関係といたしましては、災害応急復旧に要する経費として三百四十二万五千円を計上いたしております。内訳は、通信司令室の消防緊急システムの修繕料として百四十万七千円、及び浜町出張所待機室兼食堂及び外壁の工事費として二百一万八千円の計上をお願いするものであります。

通信司令室の消防緊急システムにつきましては、今年の九月十六日の落雷により操作不能となっております。今回の修繕料につきましては、消防の心臓部でもあることから、今回、補正予算として百四十万七千円をお願いするものであります。

次に、浜町出張所待機室兼食堂改修及び外壁補修工事につきましては、今年十月二十日

の台風二十三号により、待機室兼食堂の天井が漏水により約二十センチ四方が崩落し、再度漏水した場合、天井全体が崩落する危険性があり、また二階等の外壁の亀裂から雨水が侵入し二階の廊下が水浸しになる被害が発生したものであり、補正予算として二百一万八千円をお願いするものであります。

○二十九番（首藤 正君） 消防本部の心臓部で緊急性もある。落雷で、雷でこわれるものですか。私は素人ですけれども、避雷針がちゃんと取り付けられて、これをしておれば落雷でこわれる、普通は直せば、今後も落雷があつたらこわれるということですかね。これは予防策がある。それをちゃんととっておかないと、直して、またこわれるというような無様な格好をしてはいかぬと思いますね。

それともう一つ。浜町の消防署ですね。私はこれ、現地を見させていただきました。漏電があつたりしたら困るから、蛍光灯をみんな外して置いているのですね。この浜町の消防署は、今までもいろいろあつたのですね、奇々怪々なことが。これは平成八年だったですかね、耐震検査をやっていますね、消防長。この耐震検査の結果をちょっと教えてください。

○消防長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

平成八年一月二十五日に耐震の結果の報告を受けております。この建物は、御承知のように昭和三十三年に建設をされまして、四十六年が経過をいたしております。耐震構造上のバランスが非常に悪いという報告を受けております。大地震が発生したときには、それに耐えることは非常に難しいという結果を受けております。

○二十九番（首藤 正君） 私もここに耐震報告書、古い書類、資料を持ち出している。大型地震が来たら最初にこわれる場所。市長、この消防署の下には消防車が皆並んでいる。一番最初に被害に遭って、出動も何もできないではないですか。そして、この耐震検査を受けて、議会は平成九年だったと思いますがね、予算が上がってきたのですよ。基本計画、実施計画、それを全部済ましたのです。そして、もう議会は当然、これだけの建物だから市民の生命・財産を守るためにあそこは建てかえをするという了解の前提で設計をやった。そうしたら、その時の市長は、その設計書を精査したら、下の消防署の車置き場が五台もとっている。今三台しかないのに、こんなぜいたくな消防設備は要らん。消防署職員のおふる場が二人入れる施設だって、こんなぜいたくな施設は要らない。浜町庁舎の向きが悪い。これも気に食わんと言って、やらなかった。今日そのままになっている。これは別府市民の生命・財産を守る災害復旧費の中でも私はトップで上がってこななければならない事柄だと思うのですね。今は消防車、このとき三台しかないのに五台なんてぜいたくだと、当時、この本会議場で答弁しましたけれども、今、行ってみましたら、五台とまっているのですね。五台以上あるかもしれませんが、私が行ったときは五台でした。これは三分団の車庫が、松原公園の改革で壊されて、今、同居している。それと団本部の団

長の車があるようにちょっと聞いたのですけれどもね。そして、設備も、三分団が行っているものですから、同居しているわけですね。

恐らくこれは消防本部、消防団の関係で言うてはいけない、言われたい部分があると思うけれども、私が見た限り、あの同居の体制、本当にいいのかな。仮眠室の横に団の談話室、部屋があるのですね。これで仮眠ができるのかなというような疑問を抱いたりしてきましたけれども。特に南部の人が大きな災害が起こったときに、この消防署に駆け込めば一番安全だというのが普通の考えだと思うのですね。ところが一番危険だ。物事が変わる。今度は二階がこわれていますから言うのですけれども、消防車の上にあれが落ちたら、出動できませんね。こういう体制ではよくない。これは早急に対応を考えるべき事柄と思いますが、何かありましたら、教えてください。

○消防長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

この耐震診断結果につきましては、消防本部といたしましては、大変憂慮いたしております。震災があった場合、地域の拠点として私ども消防が消防活動が発揮できるようにしておかなければならない、このように思っております。

そこで、建物の維持補修と申しますか、改修等を含めて、市内部において早急に協議をしていかなければならない、このように思っております。

○二十九番（首藤 正君） 早急な対応を望みます。

今回のこの二十三号台風、私の地域でも避難をいたしました。問題になったのは、山手の方の浜脇中学校が避難場所になっているのですけれども、その避難場所に行こうとしても避難場所に行けないのですね。もう濁流がだあっと山から下ってきていますから、歩こうにも歩けない。とても学校まで避難ができない。こういう避難場所のやっぱり検討も必要だろうと思います。そして、新しい南小学校と朝見一丁目二区の公民館にそれぞれ地域の人が避難をいたしました。南小学校は、私の記憶では二十六名だったと思います。朝見一丁目二区の公民館は十二名だったと思います。

市の対応は早かったですね。福祉保健部も毛布、さっと来ました。もう地域の人がびっくりするほど早かった。そしてびしょびしょにぬれて避難場所に行った人が非常に感謝をしていました。

ところが、朝七時半ごろから地域の人が水害対策でみんな現場に出て大変な思いをしているのですね。ところが、やっぱり刻々と昼が来るわけです。昼が来たけれども炊き出しができないのですよね、みんな一生懸命現場でやっているから。そして、そこに集まった人にパンもお握り一つも出せないのですね。市に、「何か対応できませんか」と言ったら、「自主避難をした人には、そういう対応はできません」というのが、対策本部の返事でしたけれども、同じ市でありながら、毛布なんかはさっと来るのに、何でパン一つお握り一つが出ないのか。自主避難をしたときには、そういう緊急措置がとれないという別府市の

規定がどこにあるのですか、教えてください。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

避難は自主避難また勧告による避難、指示による避難、いろいろございますが、自主避難の場合は、食料等の支給は原則的にはいたしておりません。勧告、指示の場合は、市の方でそういう食料の支給などを考えております。

○二十九番（首藤 正君） 市長、別府市の考えはそれでいいのですかね。災害の中身、その時その時の状況によってこれは考えられる問題であって、条例とか規則で決めているわけでも何でもありません。これは、行政の心の問題です。市民の目線に立った政治の行い方の問題、このように思います。現場をもっとその目で見ていただきたい、そうすればわかると思います。

私は、今回のこの災害復旧の議案について、今まで種々申し上げてきましたけれども、感じたことを素直に申しましたが、もう一つ感じたことがある。これは今回の台風は、消防本部、土木課、この対応は非常に早かった。今までにない迅速さで、適切に処理をされた。被害を受けた地元としては、本当に大きな感謝をしておるし、よかったなという感謝でいっぱいです。

それから、もう一つ。教育長、聞いていますか。この問題は、教育長、関係あるのですよ。学校の先生の話になると、学力低下をどうしておるのか、本当に国旗や国歌を大事にしているのか、そういうことを言われますね。地域に開かれた教育とはどういうことなのか、こう言われて、教育長はときどき答弁に困っている。今回この台風、二十三号の台風を通じて地域、学校、この関係が非常に近づき親密になった。南小学校に避難した。ここには、陣頭指揮をとったのは教頭、養護の教員、それから栄養士さん。これらがみんな温かく、冷え切った着がえを手伝ったり、お茶を差し上げたり、台風状況が入るように、多目的ホールのテレビがあるところに連れてぬくくしてあげたり。その中のお年寄りの一人は病状が悪化して、救急車を呼んで病院の搬送等も全部先生がしてくれた。それは見事な連携プレーだった。

また、校長が陣頭指揮をしたのは、私らと一緒に現場です。この校長以下十七名の先生が見えて、その中に女の先生が十二名です、幼稚園の先生も含めて十七名のうち。この先生方は、朝九時半からびしょびしょになって、学校の先生は、臨時休校ですから、学校に行って、雨合羽はだれも持ってきてない。そのままの服装で出てきて頭から雨をかぶって三時間、土砂降りの中を女の先生もあの重たい土のうを担いで、地域住民の方と土のう積みみをだあっとしていった。特に新しい学校ができて、山田川のはんらんとともに、あの学校の校庭の水が想像以上のものでした。それは先生もびっくりしていましたが、そういう対応も先生と一緒にあってあの雨の中、本当に地域の方が見ていまして、子供たちも見ていましてね、「先生、偉い」、こう言った。この経験をした先生も、私は子供たち

に対する教育方針とか変わってくるのではないか。生の教育を先生自身がしたという感じでありました。

これは教育長、ぜひ校長会でも何でもいいですが、そういうことがあって地域と本当に一体となった活動をした。これが新しい学校のあり方であり、また学校の先生だけでなしに、人間としてもある意味では当然のことかもしれないけれども、あのびしょびしょになって、頭のとっぺんから足の先までぬれながら、あの女の先生がいい服装で来ているのに泥まみれになって活躍した姿というのはすばらしいものがある。ぜひこういうことは各学校に事例発表をしていただければ、教育の一環になるのではないかと思います。ぜひ先生方の労も、教育長、ねぎらっていただきたい、こう思います。

翌日、浜田市長がすぐ現地視察をして、学校にも立ち寄って校長先生や皆さんに労を謝した、このように承っておりますけれども、大変地元としてもありがたい出来事だな、このように思っております。

以上、災害復旧を中心にきょうは申し上げました。あと幼稚園、保育所の問題等もちょっと述べたかったですけれども、時間が足りません。この辺で終わりたいと思っておりますけれども、ぜひきょう私が申し上げましたことは今後の大きな課題として、そして、ぜひやらなければならない部分は、市長、英断をもって実施していただきたい、このように強く要望して、私の議案質疑を終わります。

○二十五番（岩男三男君） 私は、職員課、市立保育所そして市営住宅、国民健康保険の関係を質問してまいりたいと思っておりますので、どうぞ関係者の方はお入りください。

今回の議案を見ますと、職員の給与の減額あるいは追加額、この金額が議案のほとんどを占めていると言っても過言ではないかと思うのです。過去の議会におきましては、議会の最終日、もしくは臨時議会を開いてこうした職員の給与が上がってきたのですが、今回、約四億三千万円に上る大幅な減額。財政課長、こうした当初予算でこういう大幅な減額があるというのは考えられないのですけれども、この減額あるいは追加額、これらに対してどうしてこうした大きな減額が生じたのか。

まずはそれを説明を受けて、後の質問に入りたいと思っております。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

人件費につきましては、当初予算におきまして現員現給、一月一日現在の現員現給で予算編成しております。その関係で三月三十一日の退職者、また四月一日の採用については考慮しておりませんので、そこで新陳代謝分として、給与改定分がない場合は減額という形になるかと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 先ほど質問しましたけれども、例年、臨時議会等で行ってきた。今年度はなぜこうした形で十二月議会に提案されたのか、その点についてと、もう少し詳しい減額あるいは追加額について説明を求めます。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

職員の人件費につきましては、先ほど議員さんの方からおっしゃいましたように、通常であれば十二月の議会中の追加提案、また臨時議会等で御審議をいただいておりますが、今回につきましては、人事院勧告どおり給与また諸手当の改定が見送られたということから、改定が全くなかったことで議会当初の上程ができたということでございます。

それからまた、先ほど財政課長の方からもお答えをさせていただきましたが、一月一日現在の職員現員現給という中で、事業別予算で予算編成を行っております。今回の補正では、一般会計では、水道局を除きまして教育委員会、それから消防署を含め三十七の事業科目で増額、減額という補正をさせていただいておりますし、特別会計におきましては国民健康保険それから競輪、海岸整備、それから下水、温泉、介護の六事業におきまして補正をさせていただいております。

また各事業ごと、増減がございますが、会計ごとに御説明をさせていただきます。

まず一般会計におきましては、給料で一億五千四百六十万円の減額、また職員手当で五千六百七十万円、共済費で一億二千八百七十万円の減額、合わせまして一般会計で三億四千万円の減額でございます。特別会計におきましては、給料で四千八百四十万円、それから職員手当で三千三十万円、共済費で一千八百三十万円、合わせまして九千七百万円の減額でございます。一般会計、特別会計合わせますと、四億三千七百万円の減額をお願いいたしております。

この補正後の額でございますが、一般会計におきましては九十二億九千九百五十六万六千円、それから特別会計におきましては六億一千二百九十七万一千円。合わせまして、補正後の額で九十九億一千二百五十三万七千円が人件費総額でございます。

この減額の要因でございますが、先ほど財政課長が申し上げました。まず給与改定がなかったということが一つでございます。また、十五年度の退職者が六十一名でございます。新たに採用した職員数三十四名、二十七名が退職者の不補充分ということで、この総額約二億四千三百万円でございます。また、新採用職員三十四名の新陳代謝、これによる給与差額が一億八千七百万円がこの要因でございます。

○二十五番（岩男三男君） 説明はわかりましたけれども、今年は給与改定、あるいは本俸、手当等の改定がなかった、職員組合とも話し合いができたということで、こうした大幅な減額になったということで一応説明を了といたしますけれども、そうした減額の中から一億円の退職積立金がなされておりますけれども、さきの決算特別委員会におきましても指摘されましたけれども、十五年度に六十一名の方々が退職しております。このときに特別昇給、これがお手盛りではないかという指摘がなされておりますけれども、今後こうした特別昇給というのはなくなるのか、廃止するのか。その考え方と、十六年度以降の退職予定者、特に十九年、十八年から二十一年ぐらいですか、「団塊の世代」と言われてお

りますが、これらに照準を合わせて積立金を行うようですけれども、まずは今年度の退職、当初二十二名ぐらい予定されていたと思うのですけれども、退職予定者と、今後二十二年ぐらいまでの退職予定者数を示していただきたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回、職員人件費の減額に伴いまして、財政当局と相談・協議をする中で一億円の基金の積立金をお願いしたところでございます。この基金の積み立てにつきましては、昨年度三億円を積み立てまして、さきの九月議会におきまして一億五千万、今回一億円で、今回御承認されれば退職の積立金につきましては五億五千万ということになります。

また、退職時の特別昇給の部分で来年度以降どうなるのかという話がありましたが、大分県におきましても、来年一月から退職の特別昇給を廃止するということが決定したようでございます。私どもも職員組合を含めまして、さきの十一月十六、十七日の二日間、賃金確定交渉の中で協議をさせていただきました。他市の状況等も含めながら、今後継続して協議をするということで、方向的には各市とも廃止に向けての動きがあるというふうを考えております。そういう中で別府市も廃止に向けて、社会状況を見ながら取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度以降平成二十二年までの退職者でございますが、七年間で見ますと三百六十名の定年退職者を迎えます。特に十九年度から二十一年度の三カ年におきましては、「団塊の世代」の退職ということで、三年間で百八十八名の定年退職者、年に平均しますと六十三人が退職をすることになります。こういった中で、これまで過去三年間の退職手当額が約十三億三千万でございます。「団塊の世代」の、十九年からの三年間におきましては十七億二千万程度の退職金が必要ということで、差額約三億九千万が不足をするということでございます。この退職手当の基金につきましては、後年度の財政負担の軽減ということから、そのときの状況を見ながらこの基金の運用をしていきたい。それにはやはり財政状況と決算の状況等を見ながら、積み立てにつきましては続けていきたいというふうと考えております。（「十六年度退職者」と呼ぶ者あり）

失礼しました、十六年度の退職者でございますが、水道局を除きまして現在あっている部分、三十八名程度という予定をいたしております。

○二十五番（岩男三男君） よくわかりました。決算特別委員会でも指摘されまして、各市において廃止、法律違反とも言われるこの特別昇給につきましては、来年度からこれが廃止できるようにしっかりと組合とも話して進めていただきたいと思います。

次に入ります。次に、市立保育所について若干お伺いいたします。

市立保育所の光熱費が計上されていますけれども、まず簡潔な説明を求めます。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

消耗品費十八万九千円、賄い材料費百七十六万九千円の追加額につきましては、年度当

初の入所児童の延べ児童数が五千六百九十一人、入所率一〇九%から、本年度の決算見込み延べ児童数が五千九百八十一人、入所率一一四・六%と、二百九十人増加したことに伴いまして、児童一人当たり消耗品費につきましては六百五十円、賄い材料費につきましては六千百円の、増加した児童分について補正をお願いするものでございます。

また、光熱水費百二十三万円一千円の追加額につきましては、ことしの夏の猛暑による電気料の増と、十一月に大規模改修を行いました中央保育所が、全室冷暖房設備が設置されたことに伴いまして電気料の増額分を計上いたしております。

○二十五番（岩男三男君） 中央保育所が全室冷暖房ということですが、残りの市立の保育所、これらの冷暖房はどのようになっているのか。

それから、今、説明によりますと、入所児童が定員を超えて入所しているようですけれども、これらに対しては消防法上何ら問題はないのか。入所率、公立八保育所の入所率、これについてお示しを願いたい。

○児童家庭課長（石井和昭君） 現在、公立保育所につきましては八園ございます。中央保育所につきましては、全館冷暖房完備をしております。鶴見保育所につきましては、来年四月一日にやはり冷暖房完備が予定をされております。残りの六園につきましては、現在、一部屋プラス給食室が冷暖房が完備されております。

全室冷暖房が今後どのようなになるかというお尋ねでございますが、今後、財政的な部分もございまして、十分検討していきたいというふうに考えております。

消防法上の問題につきましては、ちょっと現在、検討しておりませんので、後ほど消防本部の方と十分協議してお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

公立保育所の入所状況についてでございますけれども、公立八保育所の決算見込みでの児童の入所率についてを御説明させていただきます。

中央保育所一〇三%、あけぼの保育所一一五%、野口保育所一一四%、平田保育所一〇一%、内蔵保育所一〇七%、春木保育所一一九%、鶴見保育所一一九%、朝日保育所一一八%で、決算見込み入所率の合計では一一四・六%となっております。また、私立保育所の入所率につきましては一一一・八%となっております。入所率を昨年と比較しますと、昨年度は公立で一一二・六%、私立で一一二・八%となっておりまして、今年度の決算見込みの入所率と比較しますと、公立で二ポイントアップ、私立ではマイナスポイントとなっております。

保育所の入所に関しましては、児童福祉施設最低基準によりまして、保育室の面積、入所児童の年齢、保育士の数により入所児童数が異なってまいりますので、入所率では単純比較はできませんが、平成十年度と平成十五年度を比較しますと、延べ児童数で三千六十九人の増となっております。今年度につきましても、昨年度並みの入所状況となっております。今後とも少子化対策として、待機児童の解消に向けて努力をしてみたいという

ふうと考えております。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 二十五番議員さんの、消防法の関係で今質問がありましたが、課長の方が答弁したのですが、ちょっと補足をさせていただきます。

公立保育所は、定数が六十人のところを四十五人に下げたという保育所が六カ所あります。それで四十五人が定員になっておりますので、六十人まで入れても消防法には抵触しない。県の監査も受けて指摘を受けておりませんので、間違いはないというふうに私どもは確認いたしております。

○二十五番（岩男三男君） 部長の答弁で、安心いたしました。こうした少子化対策として待機児童ゼロ。まだ六十名までということですので、安心いたしましたけれども、今後も児童の安全、特に冷暖房につきましては、ぜひ心していただきたいと思います。

また民間委託につきましても、いろんなことがあっても別府市の財政を考えると、これが遅れることは許されないと思いますので、今回は議案質疑ですので触れませんが、民間委託に対しても積極的に、改革に伴うものはすべて苦しみに伴うわけですが、こうした民間委託をした際にぜひ冷暖房もできるように、そうした機会を生かしてほしい、このことを要望して次の質問に入ります。

災害復旧につきまして、先ほど先輩議員から質問がなされました。市営住宅におきましても、かなりの雨漏りがあった、このように聞いておりますけれども、今回の市営住宅の屋上防水につきまして、四十一ページですか、約四千万円の補正額が上がっておりますけれども、まず現状について説明を求めて次の質問に入りたいと思います。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えいたします。

鉄筋コンクリート造の市営住宅屋上防水につきましては、昭和五十年年度建設の竹の内住宅まではモルタルに防水液を加えた防水モルタルで施工する工法でした。その翌年より昭和六十年年度建設分の石田住宅までがアスファルトによる防水となっております。ここまでは、陸屋根と言われる屋上の屋根であります。その後、昭和六十二年年度建設の小倉住宅から一番新しい松原住宅に至るまで勾配屋根を採用しており、フッ素樹脂鋼板等の屋根仕上げ剤で覆い、その下にやはりアスファルト系のシートを張ることにより防水の効果を高める方法を取っております。

今回、補正をお願いいたしましたのは、陸屋根にアスファルト防水を施す方法をとった住宅のうち、特に一連の台風で表面剥離等のダメージを受け、経年劣化とあわせ今後の強風、特に春一番等の際、剥離飛散が懸念されるものについて二次的被害を防止する目的で改修を行うものであります。対象住宅は、扇山住宅のB、C棟、緑ヶ丘A、B棟、古賀口D棟、宮園C棟、石田B棟、野口原B棟、鶴見D棟の計七住宅団地の九棟であります。

○二十五番（岩男三男君） ありがとうございます。大体この屋上防水、最近では屋根、勾配つきの屋上をつくっているから、かなり雨漏りは少なくなっていますけれども、陸屋

根の場合は、こうした防水を施しましても、基本的に十年保証。十年したら、またそれが絶対だめになるというわけではありませんが、それまでに漏った場合は防水屋が保証する制度になっていると思うのですけれども、今、課長、十年ごとのリサイクルでこの屋根の防水工事を行っているのか、あるいは、もう雨が漏るまでは放置しているのか。そのところはどうかということと、あわせて、今後劣化が予想される住宅は何棟ぐらいあるのか、お示しを願いたい。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えいたします。

ただいま、工事の際、防水の保証につきましては、メーカーと施工業者の連名で防水保証をとっております。その主なものの大体が十年保証となっておりますが、あくまでもこれは法的なものではなく、あくまでも劣化の状況を見ながら行うということで、はっきり申しまして十五年で悪くなるものもあれば、二十年、二十五年持つものもあります。私ども、ただいま御説明いたしました陸屋根タイプでアスファルト防水した住宅等は、全体で六十一棟あります。これまでに十一棟を改修しており、また今回、補正で九棟分をお願いしておりますことから、残りは四十一棟となり、これにつきましても今後、ただいま申しました防水層の劣化の状況を見ながら年次計画で改修を行ってまいりたいと思っております。改修につきましても、断熱の関係で従来の施工方法をとらざるを得ない住宅もありますが、可能なものにつきましては、風による剥離、飛散のない防水方式にかえてまいりたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 風によってこの防水層がはがれて他の車に行き行って被害を与えたということが過去にありましたけれども、今後も、車で済めばいいけれども、人命等にかかわるような事故が発生したら困るので、建築住宅課の皆さん方は、いろんな取り組むべき仕事も多いと思いますけれども、こうした住人も雨、雨漏り、これが一番怖いことです。ぜひ心がけていただきたい。

次の質問に入りますけれども、今回、台風被害に関する土木、そしてこうした屋根、市営住宅等の予算が計上されておりますが、さきの台風の最中、ちょうど十号線が交通どめになりました、約九時間にわたって。そのときに別府市の内成地区が、四十二世帯に避難指示が出たということで、テレビで何度も何度も繰り返し報道されて、東京やその他の地域から私のもとに、「別府市はどうなっているのか」と。多くの皆さんのもとに電話があったのではないかと思います。また、内成地域の知る限りの人に電話をしてみたけれども、避難したという状況が把握できなくて、その後、内成地域に私も足を運んでみたわけですが、四十二世帯に避難指示を出して、実際に避難したのは何世帯だったのですか、何人だったのですか、その点だけをお示し願いたい。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

十月二十日の台風二十三号におきましては、内成地区だけではなく別府の方でもかなり

ひどい雨が降りましたが、内成地区の方からいろいろ連絡が入りまして、私の方から避難指示を出させていただきました。その結果、二家族二人が内成公民館の方に避難をしております。

○二十五番（岩男三男君） 決してこれをどうこう言うわけではありませんけれども、全国にあれだけ大きく報じられたので、私も後日、どういうことになっているのかなと思って心配もありまして、内成地域に行きましたところ、内成地域に住んでいる人も、「どこがそういう被害があるのだろうか」ということで、公民館に行ってみたところ、二世帯二人しかいなかったということで、まずはこれは安心したというか、災害が起きて指示を出して、行く人が少なかったことがどうこうではありませんけれども、事故等が起きなかった、これは大変いいことですけれども、この間に対して消防無線の問題等が種々あるようですので、またこの点については一般質問でも若干触れてみたいと思います。

最後に市長、議第百十号。市長提案説明の中でも一番最後に触れておりますけれども、これはなかなかすばらしい。これは、市民も我々議員も、そして職員も大変に歓迎すべき議案です。今までも私のもとに――後で説明を受けますけれども――八月になると市民の方々から、「国民健康保険税がこんなに高くなった。どうかしてくれ。間違いではないか」、こういう問い合わせが殺到していました。そして、これは所得によるので、窓口に行って聞かないとわからないということで、国保の窓口によくの方々が集中していました。ところが、ここで説明を受けても納得できない人が数多くいました。なぜできないか。国民健康保険課の窓口に来て、何もわからないのに市民から説明を求められる。こうした問題が一挙に解決できる、そういう思いがしておりますが、担当課長、まずは説明をお願いします。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

現在、別府市では国民健康保険税につきましては、地方税法七百六条の二に基づきまして、徴収の特例を適用させていただいております。その中でこの徴収の特例というのを申し上げますと、年二回納付書を送付いたしておりますが、四月に仮賦課、今は「暫定賦課」と申し上げますが、暫定賦課としまして、前々年中の所得を基準にした前年度の税額の十分の三なりを納付書として送らせていただいております。前年中の所得が確定しますのが六月になりますので、その前年中の所得が確定した時点で、また今度は八月に本算定としまして一年間の税を整理させていただいている状況でございます。

そこで、議員御指摘のように、今、私も年二回、四月と八月に納付書を送付させていただいておりますが、今回の改正議案で本算定を一度にすることによって、四月の異動時期に新たな職員が窓口に来られてもすぐ対応ができますし、また市民の方に一度に納付書を送ることによりまして、前年中の所得というのを市民の方、加入者の方が一番御存じですので、説明もしやすくなっております。

また補足ではございますが、年二回納付書を送付することによりまして、郵便代等が一回でおさまりますので、その郵便代も経費的には削減方向にいこうと思っております。簡単ではございますが、以上でございます。

○二十五番（岩男三男君） 郵便代も節約できるということで、まさに市民も、今まで例えば高速道路あるいは市道等、公共のために土地を別府市とかに売却する。そうすると税の優遇措置が受けられますよということで、多くの方々が受けます。そして固定資産税が来ます。これで終わったなと思っている四月を過ぎて五月を過ぎて六月、七月、八月になって、国民健康保険税の最高額。今まで非常に所得の少なかった方が最高額がかかる。びっくり仰天する。また、遺産相続を受けまして、遺産をすべて配分して、もう親の取り分はない、そういう状態の中でまた八月になったら最高額が来る。こうした問題が今まで多々見られたわけですが、こうした問題を一挙に解消してくれる議案で、大変当局の取り組みに感謝申し上げまして、私の議案質疑を終わります。ありがとうございました。

○二十四番（泉 武弘君） つい先日から、花粉症で大変悩んでいます。先日、病院に行きましたら、花粉が、楠港から来ている（笑声）花粉がありました。また一方には扇山のゴルフ場からも花粉が来ていました。そしてもう一つは、一番しつこい行革推進室の方から来ている花粉もありました。これを払拭する意味で議案の質問・質疑をさせていただきたいと思います。

今回、機構改革に伴う提案がなされています。この機構改革のねらいは何にあるのか。まずこの点から御答弁願いたい。

あわせて、予算の枠組み配分で人事予算を組織的に移行していく、段階的に移行していく、こういうふうに機構改革のねらいを言っておりますけれども、これはいつごろになるのか、その点を二点目。

三点目に、機構改革を実施するに当たって、人事予算権を同時に移行しなければ、機構改革の成果が見えないのではないかというふうに実は危惧いたしておりますけれども、まずこの三点から御答弁を願います。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

今回の機構改革は、平成十九年度と今回と二回にわたった機構改革を考えてございます。その平成十九年度の姿として、別府型の事業部制度というものを描いてございます。それにつきましては、後で御説明させていただきますが、組織機構を見直すということについて若干お話をさせていただきたいと思います。

組織機構を見直す場合、組織機構は社会環境の変化、それから今後の課題に適應していくために見直すものであろうかと思っております。今後の社会環境の変化、課題につきましては、本年の二月に行政改革大綱においてIT化、国際化、少子・高齢化を含む社会環境の変化そして財政状況等々の課題を上げております。そういう中で、基本方針の中でも今までの

固定的な観念、行動様式等を改めた抜本的なやり方が必要だというふうな形で基本方針が定められております。そういう中で、行政改革大綱の中にも七つの重点課題の一つとして組織機構の見直しが上げられております。しかし七つの重点課題そのものは、事務事業の見直し、予算、定員適正化等々の課題があるわけですが、全部が一体的に関係して、一つが解決すればすべてが解決するものではないというふうに考えております。組織機構につきましても、組織機構をどう当たらうと一遍に解決するものではなくて、全体の課題が解決する土壌、スムーズにやる土壌をつくっていくものだというふうに考えております。そう考える場合に、今まで何部と何部を一緒にする、何課と何課を一緒にするとかいう部門のいわゆる分業・部門化の問題でございますが、部門化だけで現在・将来の課題に対応することはなかなか難しいというふうに考えた次第でございます。そういう中で、現在の事務事業の係、課という大きなくくりがございしますが、それを一つ高い段階の部全体というふうに目標を共有していく、そして各事業部が主体的に予算、人事を一定程度管理しながら責任を持って対応できる事業部制度の移行を目指しているところでございます。そういう中で、現在の人事、予算システムを見直すには、一定程度のやはり期間といいですか、まず基準をつくったり、いろいろな調整をする部分が必要なわけございまして、そういう観点から今回と十九年度の二段階方式というふうに考えさせていただいたわけでございます。

それから、予算と人事を一緒にやらなければということでございますが、先ほども話をさせていただきましたが、予算、人事制度、本来一緒にやる必要が、事業部制では必ずあります。しかしながら、現在のシステムは基本的に予算も人も課というものを対象にして考えられて構築されている部分がございます。そこら辺を見直すためにも若干の時間が必要というふうに考えて、二段階方式とさせてもらったわけでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 原課の努力は、私はだれよりも評価しているつもりです。恐らくあなたがいなかったらここまで行かなかったのだらうなという気もしないではありません。

そこで、基金運用ないし十九年度の単年度収支並びに二十年度を見通した単年度収支というのは今後どうなっていくのか。そして、それに及ぼす今回の機構改革はどういうふうな影響が出るのか。これを御答弁をください。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

今後の中期の財政の見込みについては、去る八月に公表いたしました緊急財政再生プランで一定の見込みをあらわして公表しております。平成二十年度でございますが、基金運用等も、予算のあれは別としまして、いわゆる単純な歳入から歳出を引いた場合は、二十年度はマイナス二十四億七千万というふうに見込んでございます。そういうふうな形の中で、もうすでに新聞等でも御存じなことでございますが、国におきましても、現在の歳出

を続けていくと消費税がプライマリーバランス、いわゆる公債費について償還部分といい分にしようということですが、それを保つためにも消費税を二％にせざるを得ないということは新聞で出ているとおりでございます、別府市も同じような状況にあるというふうに考えているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 最近、年のせい言葉が柔らかくなったのですね、お聞きすることに。今、二十年度の単年度収支から見た市の財政状況を見ますと、単年度二十四億七千万円の赤字だ。これをどう乗り切るかということで基金の取り崩し。言いかえますと、別府市は貯金を食いながら運営している。その反面、本予算でも示されていますけれども、退職手当だけは一億円基金に繰り入れている。このような財政の運営、改革について市民が理解を示すというふうに皆さんはお考えですか。これは管理職のみならず全職員に私はあえて言いたいわけですが、税は市民からの預かり物なのです。財調、減債、いずれにしても運営設置規則並びに使用については厳しく制限をされている。皆さん方が退職される退職手当だけは、先ほど職員課長から話がありましたけれども、かなりの額に上っている。しかし改革については、今回組織をいじる議案だけが出されている。私は、これは労は多としますけれども、改革の実という面から見ますと、大変残念ながら評価するわけにはいきません。

市長、あなたにお尋ねしますが、あなたは私の質問に対して、事務事業の見直しについて次のように言っています。「事務事業の見直しは当然なのですよ。それをやらなければ、基本的な改革につながらないのですよ」、こういうふうに言っている。そして中尾課長は、私が質問しました第二回定例会の中で、「本年度中に事務事業の見直しをやります」、こう議場で言明いたしておりますし、そのときの議事録をきょう、このように持ってきています。今回の機構改革をいじる基本になるのが、原課が持っている事務事業の量をどのように算出したのか。そして、その事務事業をどういう手法で実施するのか。従来どおり官民でやるのか、指定管理者制度を導入するのか、NPOを導入するのか。こういう問題を整理した上で組織というものは決まるべきなのです。この事務事業の見直しは、現時点まで完了したのですか、してないのですか。御答弁ください。

○財政課参事（中尾 薫君） 事務事業の見直しにつきましては、私自体も非常な必要性を感じているところでございます。そういう中で、去る六月議会でも御答弁させていただきました。財政課と共同して事務事業の見直しのヒアリングを七月にしております。ただし、その場合にヒアリングで出てきた課は十六課でございます。その前に、十三年の末、十五年の秋、職員課において事務事業といいますが、行政需要の調査はしておりますが、それがいわゆる統一的な事務事業の見直しと言えるものか、組織機構改革を行うためのものであるかといえますと、それは別のものがございます。

○二十四番（泉 武弘君） 今回のこの機構改革に伴う説明を部課長会で、中尾課長やら

れておりますね。そして、そのことが別府市の方針になっているわけです。事務事業の見直しについても、このことは中尾課長が部課長会でたしか説明しているはずなのです。それは別府市の方針で、市長がこの議場で行政の長として、「事務事業の見直しをやるのは当然ですよ」まで言い切っている。それがなぜできない。市長、なぜできないか答弁してください。

○市長（浜田 博君） 事務事業の必要性は、今、課長からもお答えしたとおりでございます。私自身もこの議場で、事務事業の見直しについては精力的に検討していくということで表明をさせていただきました。

組織機構の改革については、急激な変化を伴う地方自治体のあり方というのは、今しかないのです。今やらなくては大変な状況になるということで、組織機構改革は今進めているところでございます。今回提案している問題も、管理系部門を現在の三部から二部にするとかいった問題ですね、それから観光部門のツーリズム推進の問題、こういった大きな柱の中で組織機構改革が職員にとってスリムで、そして効率的な改革になるように、そういう部分で今頑張っているところでございますので、事業の見直しが一挙にして完成をして、それからという状況ではないということで、あわせて並行してやるということで御理解をいただきたいと思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 今回、機構改革の案が出ていますけれども、市長公室――室長――ありますね。この中の例えば市政だよりの編集、こういうものを民の力でやれるのではないかと。いや、これは官民共同でやった方がいいな。いろいろな各課各部が持っている事務事業をどうするのか。それを今までのように行政がやらなければいけない仕事なのかどうか。絶対やらなければいけないものと、官が絶対的にやらなくて官民でやれるもの。そうしたら、その官民でやる実施方法が囑託だとか期限つき職員だとかNPOだとか、いろいろな実施手段が次に出てくるわけです。私が申し上げているのは、市長、そこなのです。中尾課長に僕が申し上げたのは、一年延長しても構いませんよ。この事務事業が確定しないことには、将来の絵姿ができないのです。

くしくも今、課長から答弁がありましたように、十二年度単年度収支二十四億七千万赤字ですよ。財源不足に陥っているのですよ。行政改革大綱で示されたものの中に、二十二年度までに職員数が百人減員ですよ。この大綱で示されているわけでしょう。では、どの課から手を着けるのですか。どういう方法でやるのですか。旧態依然として職員採用をやっているながら、この百名の減というのをどういうふうを実現するのですか。私が――市長――申し上げたのはそこなのです。今が一番苦しいけれども、この一番基本的な内蔵疾患の方のどの部分の内蔵が悪いかの治療をしないで、表面にメンソレータムを塗っても一時的な薬効しか出ないのです。私が言っているのはそこなのです。

今回のこの機構改革案、労は多としますけれども、私が求めている行財政改革とはかけ

離れて遠いものだけということだけ実感いたしました。この議案について私が認めるほどの勇氣は、現在持ち合わせておりません。

次に、教育委員会の関係でお尋ねします。

一〇五、一〇六条例の改正が出ておりますけれども、これで収入増加はどのくらい見込めるのか、御答弁ください。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

別商の手数料の件、入学考査料は、現行二千円を二百円アップの二千二百円に、入学料は、現行五千二百円を三百五十円アップの五千五百五十円に引き上げるもので、また授業料は、現行月額九千三百円を十七年度九千四百円、十八年度九千五百円、十九年度九千六百円と、百円ずつ引き上げるものであります。影響額につきましては、十七年度におきましては八十三万六千円と推計いたしております。

○二十四番（泉 武弘君） 授業料、考査料の改定に伴う負担増。当然、高等学校教育として質の高い教育を施さなければいけない。これについては、今後どのようにお考えですか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

今以上に、教育の充実が図れるよう取り組んでいく必要があると考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 別商の現在の科制ですね、学科の。これはいつごろ現在の体制になって何年ぐらい経過して、それで、その見直しというのは、この長い間にわたって見直す必要がなかったのですか、どうなのですか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

会計科におきましては、平成六年に、昭和三十二年学校設立よりありました商業科を変更したものであり、情報処理科におきましては、昭和四十六年に新しく設立され、今日に至っております。

学科の件でございますが、現在ある二科につきましても、時代に合っているかどうか検討する時期に現在来ているのではなかろうかと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 揚志館高校の学科新設、それから神奈川では教員のドラフト制度、こういうものまで実は行われているのですね。価値観が多様化し、また授業の質が広範にわたっている現在の中で、これに対応できないということで、県立高校の改革プランの中間まとめがさきに出ました。これを見ていきますと、二〇〇九年度までの全日制の再編計画案には、中学校卒業者の減少が著しい豊肥、県北、国東の各地区で十三校再編、五校の統廃合を新設し、一部は分校や普通科、単独校として残し、計六校を削減する案が盛り込まれている。また定時制、通信制、大分、別府両市の三校を統合して独立単位制高校を新設、普通科の通学区域は現在の十二通学区を撤廃し、全県一区が望ましい。これに対して公立高校の校長会は、早期実現を要望する要望書まで提出しています。今申し上げ

ましたように、私どものこの別府市の場合は、第三通学区に入っています。今言いましたような中間答申の中に、実は織り込まれています。

そこで、授業料、考査料をいじるだけで別商そのものが、これから先存続できるのかなという実は私は危惧の念を持っています。中学校卒業者を見ますと、これは十六年度実数でいきますけれども、十六年度一万二千八百七十二名が、平成三十年には一万三百九名というふうに大幅な減少予測が立てられています。こういう中で別商を設置管理運営する別府市として、この市立高校を今後どのようにするのかという視点もあわせて、今回の条例改正と同時に検討すべきではないかなという気がいたしております。過ぐる議会におきまして、十七年度に別商の基本問題検討委員会というものを立ち上げるというような御答弁をいただいておりますけれども、これに間違いありませんか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

具体的にそういう……、今、議員から検討委員会の名前が出ましたが、そこまでお答えはしたかどうか、ちょっと私も覚えていませんが、そういう別商の将来についてのいろんな検討はしたいと、そうお答えはいたしております。

○二十四番（泉 武弘君） 「別府商業高校の経営に関する基本問題検討委員会を立ち上げてはどうか」、こういう提言をしております。それに対して、「そのことも十分検討してまいります」という答弁を実はいただいております。

市長それから教育長、行政改革とか、それから教育の別府商業高校の管理運営に関することは、やはり事務方では僕は無理と思うよ、答弁は。市長、やっぱり機構改革にしても行革にしても、行政の長の方針がどうなのかということが一番大事ですから、やっぱりこういうときにはあなた方の思いのたけを存分にやっぱり議会で表明する必要が僕はあると思います。この点指摘しておきます。

そこで、教育長。別府市立高校、別府商業高校、これは特殊な地域に設置されている。隣が明豊ですね。道路を挟んだ横が青山だ。ちょうど全部の敷地が隣接しているということなのです。それで、今、県立高校の高校改革の中間プランが出た段階ですね。私立高校の将来も、今の児童数から推測しますならば、大変厳しい経営環境に立ち至る、これだけは間違いのない事実だと思う。別府市立商業高校にしても、同じような経営環境が近い将来生じてくる。

どうですか、この機会に思い切って別府市立、県立青山、私立明豊、この三者で――幸いにちょうど言いかえますと、堀本議員と岩男議員と私みたいな、こういう位置関係、場所で見ますと。どうですか、呼びかけをして、別府市の子供、別府市に限ったことかわかりませんが、高校教育として質の高い授業を提供できるためには、この三校による将来の検討委員会等を立ち上げてみてはいかがかなということ、きょうは提言をさせていただきたいと思いますが、お考えを聞かせてください。

○教育長（山田俊秀君） お答えになるかどうかわかりませんが、今、県の教育委員会が、今年度平成十六年度に高等学校の改革案の検討委員会というのでいろいろな改革プランを打ち出してまいりました。これは今言いましたように、公立高校についてでありまして、その内容については、先ほど議員さんが御指摘のとおりだと思っております。明豊高校の私立高校についての話というのは、その中にないわけですが、私も今、議員さんが御指摘いただいて、ああ、そういう考えもあるなというふうな感じはしましたけれども、ちょっと今までそのことを考えたことが一度もありませんので、勉強させていただきたいと思えます。

○二十四番（泉 武弘君） 設置者は別府市、市長なのですね、別府市立高校の設置者は。今から先、人口問題研究所それから大分大学等が示した二〇三〇年の人口推計を見ますと、十万人ぎりぎりぐらいの予測も出ている。人口統計で今まで当たったのはほとんどないのですね。出生率なんかは予測よりはるかに下回っている。こういう中で、私は乗りおくれではいけないと思うのですね。やっぱり質の高い高等学校の教育を提供するということから考えれば、私立、市立、県立という枠にとらわれずに、この機会にやっぱりちょうどあの地点が、距離があれば別なのですが、三校が隣接しているという特殊条件の中にありますからね、やはり一回これは教育委員会内部また設置者としての市長、十分に検討すべき価値があるし、また検討しなければいけない社会状況ではないかなという気がしていますけれども、唐突的に今、市長に申し上げましたけれども、この問題をぜひとも前向きに検討してください。いずれにせよ、別府市立商業高校だけが現有体制で存置できるという状況にないことだけは、もうはっきりしています。この問題は、やはり別府市域内の高校教育をどういう方法で提供するのかということにかかっていると思えますから、その点をお願いいたしておきます。後ほど、もう一回だけ答弁してください。

それから、職員課長お入りください。

○教育長（山田俊秀君） いろいろな御指摘をいただきましたが、今、別府商業高校は情報処理それから商業科というのが明豊高校にもありませんし青山高校にもありません。私もこの進路状況については大変気になりますから、毎年別府商業高校の進路が近づく三月につれて別商の校長先生なりと何回かお話ししていくわけですが、例えば昨年度、一年前を考えてみますと、卒業生の中で約八十名の子供が進学いたしております。四年制、四大それから短大、専門学校ですね。それから、あとの子供たちが就職していくわけですが、その就職生の約九割の子供が別府市を中心として大分市それから速見郡、杵築市というところに就職しているやに聞いております。若干名が県外に出ておりますけれども、大半の子供たちが別府市内に就職していくという現実があります。今、御案内のようにいろんな、パソコンとかそういうものを使っていく場合に、どうしてもそういうことをある程度専門的に勉強しておかなければ仕事にもつきにくいということもあるのでしょうけれども、別

府市内のそういう商業関係の方々の供給にしては、大変大事な学校の一つだというふうには思っております。

それで、議員さんがお話ししました内容を見ますと、明豊高校は普通科とそれから看護科があります。青山高校は普通科です。それぞれ少しずつ違うわけですが、明豊高校の卒業生が進学する先と青山高校の卒業生の進学先をこう見てみますと、一緒のところもありますけれども、相当食い違っているところもあります。そういうようなところも考えていかないと、ただ科の中でもたまたま青高と今、明豊の普通科が競合している格好ですが、いろんな面で別商はまた全然違うということもありますので、そういうのを含めましてやっぱりいろいろと考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

○二十四番（泉 武弘君） だから、中間答申を県に行って出されたわけですね。今までの組織・学科では対応できない、時代の要請にこたえることができないということで県立高校の改革プランの中間答申が出たわけです。その重みを十分考えて対処していただくように、お願いをしておきます。

それから職員課長、予算書の中で総括で、今回、職員人件費、期末手当、勤勉手当、僻地手当、特殊勤務手当等が全部計上されています。これはもう答弁は要りません。あなたに僕が議場で言えば、あなたは必ずやっていただける人だというふうに僕は信頼していますので、要望だけ申し上げておきます。

今、一番夜眠れないのは、中尾課長のところだと思うのです。一生懸命機構改革案をつくる。そして徳部課長のところは、将来の財政状態が見えてこない。私は相当きつと思いますよ。やはりこのすべての行政効率を上げる、費用対効果を考える。地方自治法二条十四項に基づいた市政運営をするということになると、職員の意識そのものなのです。こんなことを議場で申し上げるのは大変恥ずかしいことなのですが、私ども議員は、四年間市民から公職選挙法という形で雇用された身分です。皆さんは定年まで、六十歳まで雇用がある。市民が廊下を歩いていて、あいさつできない職員が何と多いことか。これはもう公僕たる意識が欠如している、このように申し上げても言い過ぎではないと思います。八時半時間ぎりぎりに駆け込む。八時半の始業開始、もう八時半から仕事を始めるのですよ。というのに駆け込みが多い。こういう職員に対して、もう全職員を対象に、特に管理職、自分が定年を迎えればいい、そういうことではなくて、自分が時代にどういう組織が、どのような行政運営の道筋をつけるか、このことを徹底して意識改革を職員課としてやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

最近、大分から帰ってきまして前の公園を歩いていましたら、契約検査課の課長が片手に手袋をしていました。何しているのかなと思ったら、お昼休みに前の、こちらの公園のごみ拾いをしている。それでお聞きしましたら、そういう職員が何名もいるようなのです。やはり給与というものは、働いた人には働いただけの報酬、働かない人には働かない

だけの報酬、それが勤勉手当の趣旨です。ここらを十分精査して厳しく実行されるようにお願いをいたし、私の質問を終わります。

○七番（猿渡久子君） まず、議第百五号、百六号について質問をしたいと思います。

先ほどから論議がっておりますが、別商の入学考査料、入学料そして授業料、幼稚園の保育料についての改定の議案が出ていますけれども、これ、まず別商の部分に関して改定の理由を説明してください。

○別府商業高校事務長（三良寿夫君） お答えいたします。

高校の授業料につきましては、国の地方交付税算定基礎によりますと、平成十六年度の公立高等学校授業料は九千六百円となっております。大分県の県立高等学校は、国の地方交付税算定基礎を勧案し、平成十六年度九千四百円、平成十七年度九千五百円、十八年度九千六百円と段階的な措置となっております。このため、過去の改定状況に倣い、別商の県立に準ずる運営形態、あるいは県立高等学校及び市立生徒並びに保護者負担のバランス等の状況を勧案し、別商の授業料につきましては、保護者負担の軽減を考慮しながら、大分県立高等学校の授業料に準じまして、来年度から段階的な措置、要するに一年間の経過措置でございますけれども、平成十七年度に百円値上げの九千四百円、十八年度に同じく二百円値上げの九千五百円、また十九年度については九千六百円、このように改定するのでございます。いずれも、県立高等学校より一年の経過措置の値上げでございます。

○七番（猿渡久子君） 入学考査料、入学料についても、改定理由を説明してください。

○別府商業高校事務長（三良寿夫君） 御説明いたします。

やはり同じく、国の地方交付税算定基礎によりますと、平成十六年度の入学考査料は二千二百円。これは国といたしましては、平成九年に改定しております。入学料は五千六百五十円。この件につきましても、平成十三年に改正となっております。大分県の県立学校は、国の地方交付税算定基礎等を勧案して、平成十六年に入学考査料を二千二百円、そして入学料を五千五百五十円に改定されました。したがって、別商の入学考査料及び入学料につきましても、過去の改定状況に倣い大分県立高等学校に準じまして、十七年度の入学考査料を二千二百円、そして入学料を五千五百円に改定しようとするものでございます。

○七番（猿渡久子君） 幼稚園の保育料に関しては、その改定理由を教えてください。どうでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

別府市は、平成九年度に幼稚園保育料を五千円に改定いたしまして、以後五年間据え置きまして、その後、平成十四年度に五千二百円に改定をいたしました。その際、国が示す保育料算定基準額との格差を小さくしていくために、教育委員会といたしましては、二年置きに増額する必要があるのではないかというふうに考えておりました。昨年度その値上

げの時期でございましたが、景気の低迷、保護者の負担軽減等々諸般の事情をかんがみまして、一年間値上げを延ばすという形で内部で決定をいたしました。それで今年度、三年ぶりに国の基準にできるだけ近づけるようにということで、三百円の増額を提案しているところでございます。

○七番（猿渡久子君） 別商の場合、県立高校から一年おくれで上げるということと、一度に三百円上げるのではなくて、百円ずつ三年かけて上げていくということなのですけれども、これ、市民の皆さんにこういう議案が今度の議会に出ているのだけれどもと、高校に上がる子供さんを持つ親御さんに話をしますと、「なぜ上げるの」というふうに聞かれますので、今説明があったようなことを市の方は言っていますよということと言いますと、親御さんの方が言われるのは、「別商は県立高校よりも安いというのが一つの魅力だというふうに思っているのだけれども、最終的に県立高校と同じ金額になるのかな。それでは県立と同じではないか。市にはぜひ頑張ってもらいたい」ということを言われています。「保護者負担の軽減を考慮しながら」ということを今答弁の中で言われたわけですが、最終的には県立高校と同じ金額になるということでしょうか。そして、十九年度に九千六百円まで上がるということはわかるのですが、その後についても上がる……、上げるというふうな見通しがあるのかどうか。

幼稚園に関しても二年置きに増額云々という答弁があったのですけれども、今後、将来的な見通しとして、さらに継続的に上げていくというふうなつもりがあるのかどうか、そこら辺を含めて答弁をお願いいたします。

○別府商業高校事務長（三良寿夫君） お答えいたします。

県の場合は、やはり九千四百円から上がっていくわけですが、別府の場合は一年おくれということでございまして、県に倣って一年ごとに百円ずつということの上がり方でございます。それで、三年間県が先行しておりますので、別商が三年間後追いするところでございます。ですので、最終的に追いつくとかいう形ではなく、三年前も値上げをお願いしたときにも、やはり県がその形で変わってきたので、同じになるという形にはなっていないくて、県の方も上がっていったっておりますので、常に百円の開きがございます、授業料の場合ですね。

それから、考査料につきましても、やはり一年おくれということでございますので、この分につきましても、県はすでに十六年度考査料も上がっておりますし、別商の場合は十七年度にお願いしたいということでございます。一年おくれでございます。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

現在、平成十六年度を見ますと、別府市の保育料が五千二百円、国が六千円となっております。その格差は九百円となっております。国の基準にできるだけ差を縮めていくということで別府市も値上げをさせていただいたのですが、今回五千五百円に仮に値上げ

ができたとしましたら、では、これを永久的に値上げをしないのかということ、これはなかろうかと思えます。やはり国の基準に沿って原則二年置きに何百円か上げていくという、これは一応教育委員会の方針として持っているわけでございます。

○七番（猿渡久子君） 今、別商の事務長の答弁を聞きましても、一年おくれでやっていくのだということで、結局、平成十九年度の九千六百元になっても、そこでとまるわけではなくて、その後またさらに値上げをしていくというふうな理解でいいのでしょうか。

○別府商業高校事務長（三良寿夫君） お答えいたします。

一年おくれでございますので、県・国の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） その後も上がっていく可能性があるというふうに受け取れると思うのですけれども、今、別府市も少子化問題が大変大きな問題になっていまして、少子化対策にいろいろと力を入れて頑張っているわけですが、少子化の原因というのが、やはり全国的なアンケートとか別府市内のアンケートとかを見ましても、教育にお金がかかるということで子供さんを産み控える。本当は三人欲しいところが二人で我慢しておくとか、そういうことが起こってきているわけですね。市民の皆さんの声としても、そういう声がたくさんアンケート結果でも上がってきているわけです。特に入学料などに関しても、三つ違いできょうだいがいて、中学校と高校に一遍に上がるとか、高校と大学に一遍に上がるとかいうふうなケースも多々あって、子供さんが高校に上がる時にその費用が大変で、やみ金とかサラ金とかにお金を借りて、それがきっかけで多重債務に陥ったというふうな相談もかつて受けたこともありますけれども、やはり子供さんの高校の授業料とか、幼稚園に関しても五千五百円、毎月の保育料が五千五百円というのはかなり大きな負担だと思うのですね。

そこで、減免制度というのが大事になってくるのではないかと思うのですけれども、低所得者に対する減免制度というのはどういうふうになっていきますでしょうか。

○別府商業高校事務長（三良寿夫君） お答えいたします。

減免につきましては、三月の入学説明会の折に減免について、入学しようと希望する生徒に対しまして、学校として説明しております。また、入学いたしましてからも、クラス担任が当初の諸証明の説明のときに詳しく説明しております。

○七番（猿渡久子君） この減免制度について、学校に提出するのはちょっと出しにくいというふうな方も中にはいらっしゃる場合があると思うのですね。これは教育委員会に直接出しても構わないのでしょうか。

○別府商業高校事務長（三良寿夫君） お答えいたします。

この分につきましては、担任を通して一応出させていただくことになっています。とにかく減免の考課というのでございますが、六月の方になりましたら所得関係が確定いたしま

すので、その後ということになりますので、学校でまとめて出していきたいと思っています。その間に措置してございます。また減免の基準でございますけれども、これも別府商業高等学校授業料減免要綱というのがございますので、これによって減免していきたいと思っております。

失礼いたしました。教育委員会の方にも、提出されて結構でございます。

○七番（猿渡久子君） この減免制度の周知徹底と、やはり今答弁がありましたように、遠慮なく出しやすいような配慮というものも、ぜひ今後ともしていただきたいと思えます。では、災害復旧の部分の質疑に移りたいと思えます。

これも先ほどから質疑が行われましたけれども、重なる部分に関しましては質疑は省きたいと思えますが、先ほど先輩議員の首藤議員の方から、内成棚田は百選に選ばれているので、コンクリートでの補修ではなく石積みでということがありましたが、その辺は私の方からも強く要望をしておきます。

これは田んぼ、農地に関してだけではなくて、農道とか水路とかの被害もかなりあると思うのです。私も現場を見てみましたが、本当にあちこちで被害があって、地元の方のお話も伺いましたが、棚田を守れといっても、やはり水路、農道がきちんと整備されないといけないのだというふうなお話も伺っておりますので、その水路、農道についてはどうなりますか。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

農業用施設ということで水路、農道も災害復旧の対象となっております。

○七番（猿渡久子君） その災害復旧に乗らない部分というのが出てくると思うのですが、その災害復旧に乗らない部分については、どのように考えていますか。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

農業用施設の災害復旧につきましては、暫定法により原形を復旧するのに一カ所の工事代金が――見積もりですけれども――四十万円以上のものが対象ということになっております。今回の災害の中に、今この基準に乗らない災害が数件、報告を受けております。この分につきましては、市の単費で一応対応するようにうちの方で準備しております。

○七番（猿渡久子君） 今、四十万に満たない災害復旧に乗らない部分についても市の単費でやっていきたいという答弁がありました。やはり水路に土砂が埋まって、それをさらわないといけないのだけれども、地元の方は、今、農業を担っていらっしゃる方が非常に高齢化をしていますので、地元だけではできないのだというふうな声もお聞きしておりますので、ぜひその要望にこたえてよろしくお願ひしたいと思えます。

また、業者の方からちょっと耳にしたのですけれども、この災害復旧の工事は赤字が出るのだという声をちょっとお聞きしているのですが、その辺は。そういうことがあってはならないと思うわけですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（石井幹将君） 工事の赤字になるという分につきましては、私のところが答えるべきかどうか、ちょっとわかりませんが、これはあくまでも契約行為ですので、赤字であれば受けないということにしか回答ができません。

○七番（猿渡久子君） とにかく地元の方の要望をよく市長も直接聞いてほしいという声も上がっております。先日、見にこられたのだけれども短時間で、道路の部分は、市道の部分は見られたけれども、やはりもっと、お忙しいでしょうけれども、地域の中に入って直接柵田の部分も見てほしいし、水路や何かも見てほしかったというふうな声も上がっておりますので、地元の方とよく協議をしながら、今、柵田を守るという機運も地元で高まってきておるとお思いますので、その辺ぜひよろしくお願ひしたいとお思います。

きのうも行って見ましたけれども、内成の公民館の前に柵田の観光案内といひますか、柵田を紹介する大変大きな立派な看板ができておりました。やはり専門家の方が来られて大変評価をされて、きのう地元でお会いしました女性の方も、石積みに対して非常に誇りといひますか、持っていて、あの石積みを大事にするために石積みの草刈りを今してきたところなのだというふうなこともおっしゃっていましたが、やはりそういう地元の方の思いにこたえて石積みで復旧するように、また十分協議をして復旧を進めていくように重ねてお願ひをして、私の質疑を終わります。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することといたしたいとおと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会の付託区分については、お手元に「議案付託表」を配付いたしておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時 三分 散会